神戸市立東舞子小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

東舞子小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「心豊かに　自ら学び　たくましく生きる子」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」第１２条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するべく、基本的な方針（以下「東舞子小学校基本方針」という。）を策定します。

令和７年４月改訂

１　いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　基本姿勢

本校は、東舞子小学校基本方針及び「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」を核とした指導を行います。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図ります。

いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという観点で事実関係を確かめ対応にあたります。また、関係児童がよりよい人間関係を築けるように、毅然とした態度と可能性を信じる指導を行います。

学校教育目標

心豊かに　自ら学び　たくましく生きる子

目指す子供の姿

全てを 愛する	自ら 学ぶ	最後まで がんばる
◎ 相手を認める	◎積極的に話す、書く	◎ チャレンジする
・ 命を大切にする	・ 話をよく聞く	・ めあてをもつ
・ 正しい言葉遣いをする	・ 本に親しむ	・ 最後までやりとげる
・ みんな仲良く助け合う	・ 歌声を響かせる	・ ひとつ上をめざす
・ 明るいあいさつをする	・ 進んで、学習する	・ 集中して取り組む

《東舞子小学校教職員の教育における基本姿勢》

個を大切にする教育・全員で育てる教育・地域の核となる教育

「いじめが発生しない」ように、児童・家庭・地域・関係機関と一体となり、「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」に全職員で取り組みます。

３　具体的な取組

○児童一人一人が、自己肯定感や自己有用感を感じることのできる学級経営をします。
○互いに認め合い、高め合う学級集団づくりをします。
○児童が心を開いて自分を表現できるように、児童との信頼関係を築きます。
○全ての児童の自己実現を目指し、「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりに努めます。
○道徳科を中心に、思いやりの心や命の大切さを育む教育の充実を図ります。
○差別や偏見など、いじめにつながる言動は毅然とした態度で指導します。
○児童の言動の背後にある願いや悩みを理解する鋭敏な感覚をもつよう研鑽に努め、一人一人のよりよい成長を願う指導をします。
○アンケートだけでなく、日ごろから児童の人間関係の把握に努めます。
○児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を大切にします。
○「いじめ問題」についての理解を深め、自己の人権感覚を磨きます。
○問題を一人で抱え込まないで、学校全体で情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、問題解決に当たります。
○いじめ防止小中地域会議や広域キャンペーン等で学校の取組を保護者や地域へ発信します。

「いじめ」に関する留意点

・どこにでも、だれにでも起こりうる問題としてとらえ、当事者の立場になり対応することが望まれます。
・人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
・大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っています。
・その行為の態様により、暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触します。
・大人の子供への関わり方が、大きく影響することがあります。
・学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

４　校内いじめ問題対策委員会と関係機関の連携

（１）校内いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに『いじめを根絶する』という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために予防的な取組をあらゆる教育活動において展開します。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ防止・対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。また、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開します。基本的には「校内いじめ問題対策委員会」を活用し、状況に応じて、①スクールソーシャルワーカー ②所轄警察署 ③少年サポートセンター ④垂水教育相談所、垂水区こども家庭支援室 ⑤神戸市こども家庭センター ⑥子供家庭庁　いじめ調査アドバイザー ⑦医療機関 ⑧地域（自治会、見守り隊、民生、児童委員など）と緊密な連携をとり「いじめ防止・対応チーム」を組織します。

（２）校内いじめ問題対策委員会の役割

○本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。

○いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。

○本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

（３）状況に応じた関係機関との連携

○校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

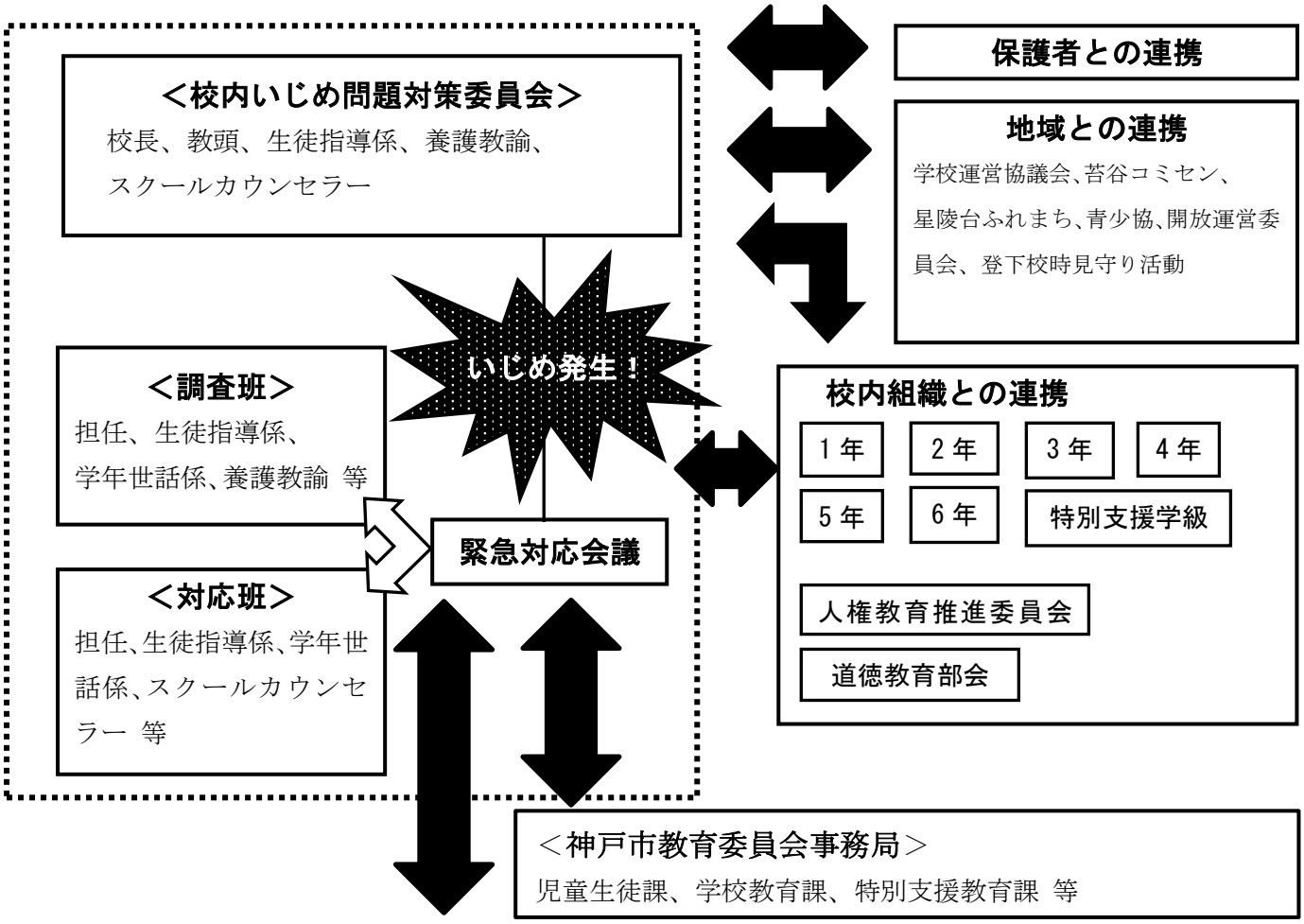

＜状況に応じた関係機関との連携＞

暴行・傷害等、刑法に抵触する時　…　垂水警察署、垂水少年サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時　…　こども家庭センター
当該児童の心身等に影響がある時　…　医療機関　等
その他：学校支援アドバイザー、垂水教育相談所、垂水区子ども家庭支援室、青少年補導センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）、自立支援室 まなびの広場「あじさい」

【児童の自発的な いじめ防止啓発の取組】代表委員会
【連携・協力】　歌敷山・星陵台中学校生徒会

【啓発・見守り協力】(神戸っ子応援団)
歌敷山中学校区応援団「かけはし」
星陵台中学校区応援団「星っ子応援団」

５　いじめの未然防止・早期発見・早期解決

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり							人権啓発週間		命の教育 防災の集い	性教育	
	学年・学級づくり　人間関係づくり　授業づくり　あいさつ運動											
早期発見に向けた取組				アンケート 教育相談					アンケート 教育相談			アンケート 教育相談
	児童とのコミュニケーション（対話・観察・作文等）											
職員会議・対応委員会等	職員会議 児童理解１ 家庭確認	児童理解２		職員研修 取組評価 保護者個別懇談会	職員研修			職員研修	取組評価 保護者個別懇談会		取組評価	次年度計画

早期発見が早期解決につながります。そのために、日頃から信頼関係の構築と見守りに努めます。

６　いじめの早期対応

いじめ情報のキャッチ

- 「校内いじめ問題対策委員会」を召集する。
- 被害児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握 → **指導体制・方針決定** → **児童への指導・支援** → **今後の対応**

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会事務局、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- 加害児童に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、一人一人が大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

いじめ発見時の緊急対応

誰が誰をいじめているのか？	加害者と被害者の確認
いつ、どこで起こったのか？	時間と場所の確認
どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？	内容
いじめのきっかけは何か？	背景と要因
いつごろから、どのくらい続いているのか？	期間

要注意

児童の個人情報は、その取り扱いに十分注意すること

〈いじめられた児童に対して〉

いじめられた児童・いじめを知らせた児童を徹底して守ります。

〈保護者に対して〉

即座に対応し、事実関係を伝える。指導方針を伝え、対応について協議する。

〈いじめた児童に対して〉

気持ちや状況を十分に聞き取り、毅然とした対応と粘り強い指導で、人として許されないこと、いじめられる側の気持ちを考えることができるようにする。

〈周囲の児童に対して〉

学級及び学年、学校全体の問題として考え、〈傍観者〉から抑止する〈仲裁者〉への転換を促す。

〈継続した指導〉

引き続き十分な観察を行い、指導を継続的に行い、再発防止に努める。

	《対応が遅れる要因例》	考え方の転換	《早期対応が図れる体制》
学校の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう。」 **（錯覚）**	→	「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも。」 **（本質の認識）**
教職員の意識	「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう。」 **（不安）**	→	「注意深くクラスの様子を見ていこう。」 **（積極的な姿勢）**
いじめの兆候	「いじめ？子供たちで解決させよう。」 **（抱え込み）**	→	「いじめかも？学年の先生に相談しよう。」**（報告・連絡・相談・確認）**

7　特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止･早期発見・早期対応には十分に配慮します。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

8　インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

（1）未然防止

○パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

○インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者への啓発に努めます。

○情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めます。

（２）早期対応

○インターネット、ソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

９　重大事態への対処

（１）重大事態の報告と調査

○重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

○重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

（２）調査結果の報告

○いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

１０　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している」状態を、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、下記のように示されています。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３か月の間継続している。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記２つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守っていきます。

１１　その他

この基本方針は本校の状況に応じて、「校内いじめ問題対策委員会」によって適宜見直し、必要があると認められるときは改訂します。